

## 仙台市立病院入院時食事療養業務委託に係る説明書

### 1 趣旨

この説明書は、仙台市立病院において実施する入院時食事療養業務の委託に関して、その業務の受託者となるべき事業者を公募型のプロポーザル（提案審査型）方式により選定するために必要な事項を説明するためのものである。

### 2 委託業務

仙台市立病院入院時食事療養業務委託

### 3 委託場所

仙台市立病院（宮城県仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号）

### 4 履行期間

履行期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

契約日から令和6年3月31日までを、当該委託業務の準備期間とする。

### 5 委託業務の実施に関する基本的な方針

受託者は、業務の実施に当たっては、治療の一環としての病院給食の意義や目的を深く理解するとともに、衛生的かつ安全でおいしい食事を入院患者に対して提供しなければならない。

### 6 委託業務の内容

別紙「仙台市立病院入院時食事療養業務委託仕様書」のとおり。

### 7 事業者の選定方法

事業者の選定は公募型のプロポーザル（提案審査型）方式により行う。なお、ここでいうプロポーザル方式とは、入院時食事療養業務の受託者となるべき事業者を選定するにあたり、効率的かつ安定的な業務の委託を目的として複数年の契約を締結するうえで、公平性と競争性を担保しつつ事業者の適性を的確に把握するために、仙台市立病院が、提案審査参加者を公募し、当該参加表明者に対して、提案書の提出を求め、かつ、参加表明者のプレゼンテーションを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務に最も適した事業者を選定する手続きである。

プロポーザルに参加しようとする場合は、別添様式による参加表明書類を提出し、また、指定された期日まで提案書類を提出しなければならない。

### 8 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とし、以下に掲げる条件すべてを満たしている者とする。

- (1) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「その他サービス」で申請している者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと及び過去3年において同条第2項各号に該当する行為を行っていないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でない

こと

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (5) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成 18 年 12 月 28 日病院事業管理者決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと
- (6) 国税，県税及び市町村民税の滞納がないこと
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。また，そのような団体に属しない者であること
- (8) 財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマークの認定を受けていること
- (9) 一般病床数 300 床以上の病院における入院時食事療養業務を，平成 30 年 4 月 1 日以降，申請時点において 1 年を超えて継続して受託した実績を有していること
- (10) 「仙台市立病院入院時食事療養業務委託仕様書」に定める基準を満たすことができること

## 9 説明書の公開期間及び入手方法

- (1) 公開期間 令和 5 年 9 月 28 日から令和 5 年 10 月 13 日まで
- (2) 入手方法 仙台市立病院ホームページでダウンロードすること  
[https://hospital.city.sendai.jp/jigyousyabosyuu/shokuji\\_itaku.html](https://hospital.city.sendai.jp/jigyousyabosyuu/shokuji_itaku.html)

## 10 参加表明書類の提出

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第 1 号）に次の書類を添付すること。

提出書類名	提案項目	書式
会社の内容	名称・代表者名・設立年月日・経歴・資本金・従業員・本店支店の所在地・業務内容・受託実績等について	様式第 2 号
総括的事項	① 病院給食に対する基本的な考え方 ② 食事の提供に対するコンセプト ③ 準備業務のスケジュール	
決算書等	直近 2 年分の貸借対照表・損益計算書	任意

- ② 国税，県税，市町村民税に係る納税証明書（直近のもの）
  - ③ 誓約書（様式第 3 号）
- (2) 提出期限 令和 5 年 9 月 28 日から令和 5 年 10 月 13 日まで  
(持参の場合は，土曜日，日曜日及び祝日を除く各日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。郵送の場合は令和 5 年 10 月 13 日を受領期限とする。)
  - (3) 提出場所 仙台市立病院経営管理部総務課人事研修係 TEL022-308-7198（直通）  
〒982-8502 宮城県仙台市太白区あすと長町一丁目 1 番 1 号
  - (4) 提出部数 1 部
  - (5) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留等確実な方法に限る）で提出すること。

## 11 現場見学会

参加表明書類を提出した者に対して，次のとおり現場見学会を実施する。ただし，現場見学会の出席

者は各社3名以内とする。なお、現場見学会では質問を受け付けない。

- (1) 日時 令和5年10月17日(火) 午後6時から
- (2) 場所 仙台市立病院
- (3) 申込方法 現場見学会参加申込書(様式第4号)を記入のうえ、持参、郵送(簡易書留等各自な方法に限る)、電子メールのいずれかの方法により申し込むこと。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前8時30分から午後5時までの間とする。郵送の場合は申込期限まで必着とする。
- (4) 申込期限 令和5年10月13日(金) 午後5時まで
- (5) 参加者数 各社3名以内とする
- (6) 申込先 上記10(3)の場所及び下記12(1)②のメールアドレスに同じ。

## 12 質問書の提出期間・場所

説明書等の内容に関する質問は質問書により行うこと。口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問書(様式第4号)の提出
  - ① 提出期限 令和5年11月10日まで
  - ② 提出方法 電子メールでのファイル添付により行うこと。なお、電子メールの提出後に必ず電話で着信を確認すること。  
電子メールアドレス: shokuin@hospital.city.sendai.jp

### (2) 質問書の回答

質問書に対する回答は、令和5年11月15日までに参加表明書提出者全員に、電子メールで送信する(PDF形式)。なお、質問の回答書は本説明書の追加又は修正とみなす。

## 13 入院時食事療養業務受託者検討委員会

事業者の選定は、仙台市立病院入院時食事療養業務受託者検討委員会(以下「検討委員会」という。)が行う。検討委員会の内容は原則非公開とする。

## 14 提案書の提出及び提案項目

### (1) 提案書の提出要請

検討委員会において、本プロポーザルへの参加資格があると認められた者に対しては、令和5年10月23日にその旨の通知を書面により行うとともに、提案書の提出要請書を送付する。

提案にあたっては、次の書類の提出を要請する。

提出書類名	提案項目	書式
提案書		様式第4号
人員計画	①従業者の配置計画 ②人員確保の方法 ③従業員定着のための方法	様式第5号
選択食・行事食・ 出産祝い膳提供計画	選択食・行事食・出産祝い膳の提供	
教育・研修計画	①教育・研修体制 ②インシデント・アクシデントの予防策	

食材調達計画	①生鮮食品の調達方法 ②地元業者の活用 ③急な食事変更への対応	
衛生管理体制	①衛生管理の体制 ②衛生検査の内容及び不備が認められた際の対応策 ③適時適温給食の考え方提供体制	
セールスポイント	①具体的な患者サービス ②円滑な業務遂行の考え方	
危機管理体制	①災害時等の対応体制 ②食中毒等の非常時の対応体制	
見積書		様式第6号

(2) 提案書類の記入方法

- ① 提出書類は、原則A4版・縦型・横書・左綴じで作成すること。提出書類は30ページ以内とする。
- ② 提案書に記載する文字の大きさは10.5～12ポイントとし、書体は任意とする。
- ③ 文章を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用してよい。

(3) 添付書類

パンフレット等プレゼンテーション用参考資料(ただし、審査の対象外とする。無い場合は不要。)

(4) 提出期間 令和5年10月23日から令和5年11月20日まで

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は令和5年11月20日を受領期限とする。)

(5) 提出場所 上記10(3)の場所に同じ。

(6) 提出部数 9部

正本1部、副本8部(副本はコピーで構いません。)

(7) 提出方法 上記10(5)の方法に同じ。

(8) 非選定理由の説明

参加表明書類を提出した者のうち選定されなかった者に対しては、選定しなかった旨及びその理由(非選定理由)を書面により通知する。

15 提案価格上限額 850,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(内訳) 令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 280,900,000円

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日) 283,300,000円

令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日) 285,800,000円

16 プレゼンテーション及び事業者の選定

(1) プレゼンテーションの実施

提案書を提出した参加表明者に対して、提案に対する質疑及び補足説明を求めるために、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

- ① 日時 令和5年11月下旬頃(提案書の提出要請書により詳細な日時を通知する。)
- ② 場所 仙台市立病院
- ③ 出席者 3名まで

プレゼンテーションに使用する資料は提出した提案書のみとし、追加資料の提出は認めない。また、プロジェクター等機材の持ち込み及び使用は認めない。

(2) 評価事項

項目	評価	配点
1 基本的な考え方	○ 治療の一環としての病院給食の意義や目的を理解し、その重要性を理解しているか。	5 点
	○ 食事の提供に対する明確なコンセプトを有しているか。	
2 従事者の配置計画及び人員確保	○ 仕様書に示す従業員の数・資格が確保できる見通しがたっているか。	10 点
	○ 従業員を定着させるための工夫がされているか。	
3 選択食・行事食・出産祝い膳	○ 選択食・行事食・出産祝い膳の内容が充実しておりかつ、その実現性について確立されているか。	10 点
4 教育・研修体制	○ 業務開始に向けた研修及び業務開始後の研修が充分か。	10 点
	○ インシデント・アクシデントを減らすための予防策が確立されているか。	
5 食材の調達	○ 生鮮食品の調達方法について無理がないか。	10 点
	○ 地元業者を活用する考え方があるか。	
	○ 急な食事の変更に対応できるノウハウを持っているか。	
6 衛生管理体制	○ 衛生管理の体制が確立されているか。	15 点
	○ 適時適温給食の配慮として、ベルトコンベアーでの盛付けのスケジュールの提案があるか。	
7 セールスポイント	○ 患者サービスにつながる明確で積極的な提案があるか。	15 点
	○ 業務を円滑に遂行するための提案があるか。	
8 非常災害時の対応	○ 災害時等の対応体制が確立されているか。 (災害時の実績はどのようなものがあるか。)	10 点
	○ 食中毒等非常時の対応マニュアルが確立されているか。	
9 業務委託料	○ 企業努力が認められるか。	15 点

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 提案書を提出期間内に提出しなかった者
- ② プレゼンテーションに参加しなかった者
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした者

(4) 提案書提出要請後等の辞退

提案書の提出要請後、提案書の提出を辞退する場合、または提案書の提出後、プレゼンテーションを辞退する場合は、提案書の提出期間内、またはプレゼンテーション実施の前日までに、書面（任意様式）により、辞退届を提出すること。なお、辞退することにより、今後本院が実施する事業者選定等において不利益な取扱いは一切行わない。

(5) 事業者の選定

提案書の提出書類及びプレゼンテーションに基づき、合計 100 点満点で総合的に評価を行い、最も優れた提案を行った者（優先交渉権者）及び次点者を選定する。なお、審査会での評価結果が一定の基準に達しない場合は、優先交渉権者または次点者を選定しない場合がある。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に書面により通知する。（令和5年12月上旬予定）

(7) 選定後の手続き

審査の結果、優先交渉権者として選定された提案者は、審査結果通知後速やかに提案内容に基づき、契約書の作成及び契約の締結を行う。なお、契約は代行保証人を含めた3者契約とする。また、準備作業について、速やかに病院側と打ち合わせを行い、履行計画書を提出すること。

(8) 参加資格要件に該当しなくなった場合等の取扱い

優先交渉権者に選定された事業者が契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、優先交渉権を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、事業者に損害が発生しても、本院は賠償する責を負わない。

① 「8 参加資格要件」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき

② 提案書その他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき

(9) 次点者の取扱い

優先交渉権者との間で契約締結に至らなかった場合には、次点者と契約の手続きを行う。

(10) 非選定理由の説明

提案書を提出した者のうち選定されなかった者に対しては、選定しなかった旨及びその理由（非選定理由）を書面により通知する。

## 17 その他

(1) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は日本円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(2) 募集広告の日から、検討委員会において審査が終了するまでの間、仙台市立病院に対する営業活動を禁止する。

(3) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 提出書類は、提案者に無断で事業者選定の用以外の目的に使用しない。ただし、提出書類は、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）に基づき公開する場合がある。なお、公開の際の使用料等は無償とする。

(6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

(7) 提出書類について、提出後の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。ただし、記載漏れ等につき、当院が補正を求めた場合を除く。また、同一の参加者が2以上の提案をすることはできない。

(8) 提出書類に虚偽の記載をするその他不正の行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講ずる場合がある。

(9) 応募を取り下げる場合は、書面により速やかに上記10(3)の提出先に通知すること。

## 17 添付資料

(資料1) 仙台市立病院入院時食事療養業務委託仕様書

(資料2) 衛生管理・作業管理指示書

(資料3) 仙台市立病院食品規格書

(資料4) 一般食献立表

- (資料5) 厨房配置図
- (資料6) 厨房機器設備一覧
- (資料7) 患者給食数の内訳
- (資料8) 仙台市立病院入院時食事療養業務概要